平成２７年（フ）第８９６２号
東京都豊島区南大塚３丁目37－５－901
債務者　川島　大志
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９６５号
東京都八王子市小宮町682－１－103
債務者　木村　雄一
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９６９号
東京都墨田区千歳２－６－３－403、住民票上の住所東京都墨田区横川３丁目４－５－104ツリーサイドＡ錦糸町
債務者　荻野　弘
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９７５号
東京都昭島市中神町１丁目32－３
債務者　西田　陽子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９７６号
東京都杉並区高円寺北１丁目７－８　横山方
債務者　青木　京子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９７７号
東京都港区港南２丁目12―28―2708
債務者　中山　敦
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９７８号
東京都杉並区堀ノ内３丁目20―19―108　堀ノ内三丁目第２アパート
債務者　小野寺光太郎
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９８６号
東京都練馬区東大泉１丁目３－２－402、住民票上の住所東京都練馬区田柄４丁目43―15―401
債務者　前田光司郎
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０００号
東京都武蔵村山市三ツ木５丁目28―24
債務者　内記摩紀恵
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３２３号
横浜市泉区和泉町6487番地１　サンルーム和泉221号
債務者　西村　勉
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０４号
横浜市鶴見区駒岡３丁目11番５号
債務者　森脇マルセロこと　モリワキ　マルセロ
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８３号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町103番地１　福本ハイツ202号
債務者　山崎功太郎
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７６７号
横浜市中区本牧町１丁目28番地　エムンス本牧203号室
債務者　小川　光輝
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７３号
横浜市緑区中山町676番地８　ファミールマトバＢ―102号
債務者　八重幡　隆
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４号
愛媛県大洲市西大洲985番地　まつおマンション102号室
債務者　門口　剛
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日